300

600

2,500

3

300

600

2,500

3

紀の川市(その他):10円/単位

600

1,200

5,000

6

900

1,800

7,500

9

介護保険による要介護・訪問看護

サービス内容	単位	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
訪問看護 Ⅰ-1・時間内(20分未満)	314	314	628	942
訪問看護 Ⅰ-2・時間内(30分未満)	471	471	942	1,413
訪問看護 Ⅰ-3・時間内(30分以上1時間未満)	823	823	1,646	2,469
訪問看護 Ⅰ-4・時間内 (1時間以上1時間30分未満)	1,128	1,128	2,256	3,384
訪問看護 I-5 ※(PT·OT·ST) (20分)	294	294	588	882
特別管理加算 Ι (1ヶ月に1回) ※1	500	500	1,000	1,500
特別管理加算 Ⅱ(1ヶ月に1回) ※2	250	250	500	750
初回加算 I (新規で退院日に提供した場合)※3	350	350	700	1,050
初回加算 Ⅱ (新規で退院日以降に提供した場合)	300	300	600	900
複数名訪問看護加算 (30分未満)	254	254	508	762
(30分以上)	402	402	804	1,206

早朝:午前6時00分から午前8時00分・夜間:午後6時00分から午後10時00分につい

ては25%加算

長時間訪問看護加算 ※4

サービス提供体制強化加算(Ⅱ1)(1回につき)

*緊急時訪問看護加算 I (1ヶ月に1回)

*ターミナルケア加算 (死亡月に1回)

深夜:午後10時00分から午前6時00分については50%加算

准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

- ※ PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 上限は週120分迄。 (1日3回以上90/100)
- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
- ※2 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
- ※3 初回加算は [または [のどちらかで算定します。
- ※4 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。
- * 緊急時訪問看護加算1、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

利用者の方で、御家族の希望により亡くなられた後の処置を行なった場合、処置と処置 材料費込みで10,000円。

交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

介護保険による要支援・訪問看護

紀の川市(その他):10円/単位

サービス内容	単位	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
予防訪問看護 I - 1 · 時間内 (20分未満)	303	303	606	909
予防訪問看護 I - 2 · 時間内 (30分未満)	451	451	902	1,353
予防訪問看護 I-3·時間内(30分以上1時間未満)	794	794	1,588	2,382
予防訪問看護 I -4 · 時間内 (1時間以上1時間30分未満)	1,090	1,090	2,180	3,270
予防訪問看護 I -5 ※ (PT・OT・ST) 20分	284	284	568	852
特別管理加算 I (1ヶ月に1回) ※1	500	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回) ※2	250	250	500	750
初回加算 I (新規で退院日に訪問看護を提供した場合)※	350	350	700	1,050
初回加算 Ⅱ (新規で退院日以降に訪問看護を提供した場合	300	300	600	900
サービス提供体制強化加算(Ⅱ1)(1回につき)	3	3	6	9
複数名訪問看護加算 (30分未満)	254	254	508	762
(30分以上)	402	402	804	1,206
長時間訪問看護加算 ※3	300	300	600	900
*緊急時訪問看護加算 [(1ヶ月に1回)	600	600	1,200	1,800

早朝:午前6時00分から午前8時00分・夜間:午後6時00分から午後10時00分につい

ては25%加算

深夜:午後10時00分から午前6時00分については50%加算

准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

- ※ PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 上限は週120分迄。(1日3回以上50/100)
- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態で あること。
- ※2 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
- ※3 初回加算は I または II のどちらかで算定します。
- ※4 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。
- * 緊急時訪問看護加算1、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定する ことができます。

利用者の方で、御家族の希望により亡くなられた後の処置を行なった場合、処置と処置 材料費込みで10,000円。

交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたし ます。